

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月7日
【会社名】	栄研化学株式会社
【英訳名】	EIKEN CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 納富 継宣
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号 山口ビル7
【電話番号】	東京03(5846)3305(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 専務執行役経営管理統括部長 渡 一
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号 山口ビル7
【電話番号】	東京03(5846)3305(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 専務執行役経営管理統括部長 渡 一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2021年9月7日
【発行登録書の効力発生日】	2021年9月15日
【発行登録書の有効期限】	2023年9月14日
【発行登録番号】	3 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 10,000百万円
【発行可能額】	10,000百万円 (10,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	該当事項はありません。
【提出理由】	2021年9月7日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 栄研化学株式会社 関西営業部 (大阪府大阪市中央区安土町三丁目3番9号) (注) 上記の関西営業部は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金3,000百万円を社債総額とする栄研化学株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)(以下「本社債」という。)(別称:栄研化学・サステナビリティボンド)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

償還期限(予定): 2026年10月(5年債)(注)

払込期日(予定): 2021年10月(注)

(注)それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額3,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

社債償還資金、借入金返済資金、投融資資金、研究開発資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

社債償還資金、借入金返済資金、投融資資金、研究開発資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

なお、本社債の発行による手取金は、全額を野木事業所における新研究棟の建設資金に充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< 栄研化学株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)(別称:栄研化学・サステナビリティボンド)に関する情報 >

サステナビリティボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてサステナビリティボンドの発行のために国際資本市場協会(以下「ICMA」)が定める「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」(注1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」(注2)、「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」(注3)、「環境省グリーンボンドガイドライン(2020年版)」(注4)及び「環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020年版)」(注5)に即したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定し、適合性に対する外部評価(セカンドオピニオン)を株式会社日本格付研究所(以下「JCR」)より取得しております。

加えて、本社債の発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の令和3年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注6)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

- (注) 1. グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
2. ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。
3. サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインです。
4. 環境省グリーンボンドガイドライン(2020年版)とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。
5. 環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020年版)とは、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)等により2018年に策定されたグリーンローン原則及び2019年に策定されたサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮し、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的に、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。
6. グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものとなります。
- (1) グリーンボンドの場合にあっては、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行時点で以下 又は のいずれかに該当すること。サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下 に該当し、且つ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないこと。

- 主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
- ・ 調達資金の半分以上が国内脱炭素化事業に充当される又はグリーンプロジェクト件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの
脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・ 脱炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドライン等に準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること。
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

当社は、ICMAのサステナビリティボンド・ガイドライン2021において言及しているグリーンボンド原則2021及びソーシャルボンド原則2021の両方に共通して定められている4つの要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）に関する方針を記載した「栄研化学株式会社・サステナビリティファイナンス・フレームワーク」を策定しました。その概要は以下のとおりです。

1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づき、調達された資金は、以下の適格要件に関連する新規投資及び既存投資のリファイナンスに充当します。

【適格要件】

1. グリーン適格要件：

(1) グリーンビルディング

以下のいずれかの建物認証を債券またはローンの発行日から遡って過去24ヶ月以内に取得または、更新した建物。または、将来取得又は更新予定の建物（付随する設備を含む）。

- ・ CASBEE建築（新築）におけるSランク、AランクもしくはB+ランク
- ・ LEED-BD+C(Building Design and Construction) または LEED-O+M(Building Operations and Maintenance)認証におけるPlatinum、GoldまたはSilver
- ・ BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）における5つ星、4つ星または3つ星
- ・ DBJ Green Building認証における5つ星、4つ星または3つ星

(2) 再生可能エネルギー：太陽光パネルの設置

2. ソーシャル適格要件：

(1) 必要不可欠なサービスのアクセス（医薬品）

- ・ 検査薬全般の製造に関する研究開発

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

本フレームワークに基づき調達される資金が充当される事業は、発行会社の経営管理統括部が調達資金の用途にて定める適格事業への適合状況に基づいて評価・選定し、経営管理統括部経理部担当役員が最終決定します。

なお、事業の適格性の判断の際は、対象とする事業が環境・社会的リスク低減のために事業の所在地の自治体にて認められる環境関連法令等を遵守し、必要に応じて、環境への影響調査や周辺住民への説明会を実施していることを確認します。

3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づき調達した資金について、本件専用の普通預金口座を新規に開設することに加え、適格事業に全額が充当されるまで、当社の経営管理統括部経理部が内部管理システムにて四半期毎に充当状況の管理を行います。

調達資金が適格事業に充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて運用し、発行から1年程度で充当を完了する予定です。また、調達した資金を充当した物件の売却等の理由により未充当資金が発生した場合は、他の適格要件を満たす事業に遅滞なく再充当しますが、それまでの期間については現金または現金同等物として管理します。なお、再充当に際して、グリーンボンドないしはソーシャルボンド発行により調達した資金の充当は各々の適格要件を満たすように、サステナビリティボンド発行により調達した資金の充当は、再充当後もグリーン適格要件及びソーシャル適格要件を満たすようにします。

4. レポーティング

4.1 資金充当状況レポーティング

当社グループは、適格事業に調達資金の全額が充当されるまでの間、年次にて、充当状況を当社ウェブサイトにて報告します。

以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングする予定です。

適格事業の概要

適格事業別の充当額と未充当額

未充当額がある場合は、充当予定時期

新規ファイナンスとリファイナンスの割合

資金充当状況に関する初回レポートは債券またはローンの発行から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

4.2 インパクト・レポーティング

債券またはローンの発行残高がある限り、年次で、適格事業による環境・社会への効果を当社ウェブサイトにて報告します。

以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングをする予定です。

<グリーンプロジェクト>

適格事業	レポーティング項目
グリーンビルディング	有効な環境認証の種類とランク CO ₂ 排出量 エネルギー使用量 水使用量
再生可能エネルギー	発電量 (Kwh) CO ₂ 排出量の削減効果

<ソーシャルプロジェクト>

適格事業	レポーティング項目
必要不可欠なサービスへのアクセス (医薬品)	アウトプット ・事業所及び購入した関連設備の概要 ・ (一般の研究開発を資金使途とする場合) 研究開発費として投じた費用 アウトカム ・事業所で行われた研究開発の内容・成果物 ・ (一般の研究開発を資金使途とする場合) 研究開発の内容・成果物 インパクト ・「研究開発によって生まれた新製品・新技術が、疾患の早期発見・早期治療に貢献しており、発展途上国を含めたグローバルヘルスの向上と健康寿命の延伸に貢献すること」